

**無線設備規則の一部を改正する省令案等に関する意見募集の結果
及び電波監理審議会からの答申****－2. 4GHz帯無線LAN等の技術基準及び試験方法の見直しに係る制度整備－**

総務省は、2. 4GHz帯無線LAN等について欧米基準試験データ等を活用可能とするよう、技術基準を定める省令及び特性試験の試験方法を定める告示の改正案について、令和5年7月1日（土）から同年7月31日（月）までの間、意見募集を実施したところ、6件の意見の提出がありましたので、提出された意見及びそれらに対する総務省の考え方を公表します。

また、意見募集の結果を踏まえた上で、無線設備規則（昭和25年電波監理委員会規則第18号）の一部を改正する省令案について、本日、電波監理審議会（会長 笹瀬 巖（慶應義塾大学 名誉教授））に諮問し、原案を適当とする旨の答申を受けました。

総務省は、今後、意見募集の結果及び電波監理審議会からの答申を踏まえ、速やかに関係規定の整備を行う予定です。

1 背景・改正概要

総務省では令和4年3月から「無線LAN等の欧米基準試験データの活用の在り方に関する検討会」を開催し、令和5年3月には2. 4GHz帯無線LAN等の技術基準及び試験方法の見直しを進めること等の報告書が取りまとめられました。

本改正は、本件報告書を踏まえ、無線設備規則等の一部を改正する省令案等について、令和5年7月1日（土）から同年7月31日（月）までの間、意見募集を実施しました。

2 意見募集の対象

- （1） 無線設備規則（昭和25年電波監理委員会規則第18号）の一部を改正する省令案
- （2） 平成16年総務省告示第88号（特性試験の試験方法を定める件）の一部を改正する告示案

3 意見募集の結果

提出された意見及びそれに対する総務省の考え方は、別紙のとおりです。

4 電波監理審議会からの答申

意見募集の結果を踏まえ、無線設備規則の一部を改正する省令案について、本日、電波監理審議会に諮問したところ、原案を適当とする旨の答申を受けました。

5 今後の予定

総務省は、意見募集の結果及び電波監理審議会からの答申を踏まえ、速やかに関係規定の整備を行う予定です。

【関係報道資料】

・無線設備規則の一部を改正する省令案等に関する意見募集

－2. 4GHz帯無線LAN等の技術基準及び試験方法の見直しに向けた制度整備－

（令和5年6月30日）

https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban12_02000150.html

連絡先

【無線設備規則の改正案について】

総合通信基盤局 電波部 基幹・衛星移動通信課
基幹通信室

（担当：石黒課長補佐、横出主査）

住所：〒100－8926

東京都千代田区霞が関2－1－2

中央合同庁舎2号館

電話：03-5253-5886（直通）

E-mail：fix-micro_atmark_soumu.go.jp

【平成16年総務省告示第88号の改正案について】

総合通信基盤局 電波部 電波環境課

（担当：瀬田電波環境推進官、柴田係長）

住所：〒100－8926

東京都千代田区霞が関2－1－2

中央合同庁舎2号館

電話：03-5253-5905（直通）

E-mail：gijutsukanri_atmark_ml.soumu.go.jp

（迷惑メール対策のため、「@」を「_atmark_」と表示
しております。送信の際は、「@」に変更してください。